20●年●月●日

秘 密 保 持 誓 約 書

（甲）:
住所:
電話:

（乙）:ロジテックINAソリューションズ株式会社
長野県伊那市美篶 8268 番地 1000
電話:0800-888-6409
常務取締役　　印

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を甲とし、ロジテック INA ソリューションズ株式会社を乙として、乙が提供するデータ復旧サービス及びデータ消去サービス（以下、「本サービス」という）を利用するにあたり、甲から本サービス利用の目的で提供された媒体内の秘密情報及び個人情報（以下、秘密情報等という）の取り扱いについて、乙は以下の条項に従うものとする。

第1条（目的）

乙は、甲乙間の取引が相互の信頼に基づくものであることを認識し、本誓約に定められた各条項を信義に則り、誠実に履行し、もって甲乙両者間の秘密保持に努め、公正な取引関係を維持することを目的とする。

第2条（定義）

1. 本誓約書において秘密情報等とは次のものをいう。
2. 秘密情報とは、甲が乙に対して提供する情報に関して乙が知ることになった甲に関連する情報のうち、営業上、技術上、財産上、その他性質の如何に関わらず有益な情報および秘密とされるべき情報をいう。但し次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。
   ① 甲から提供される以前に既に公知となっていたもの。
   ② 甲から書面による同意を得たもの。
   ③ 甲から提供された後に乙の責によらず公知となったもの。
   ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく合法的に取得したもの。
   ⑤ 甲から提供された際、既に乙が所有していたことを立証しうるもの。
3. 個人情報とは、本サービス利用に関して、乙が甲より提供を受け、知ることになった個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別ができない場合であっても、他の情報と容易に照合することができ、これにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）ならびに法令によって「個人情報」としての規制あるいは保護を受ける情報をいう。

第3条（秘密保持義務）

1. 乙は、本誓約書に基づく秘密情報等を秘密に保持し、本サービスの遂行に関係する限定された従業員、関連会社、提携会社以外の第三者に開示・漏洩しないものとする。
2. 乙は、秘密情報等を甲の文書による承諾なしに目的範囲を超えて複写・複製しないものとする。
3. 乙は、秘密情報等を厳重に管理するとともに、甲から返却を求められた場合には、遅滞なく返却することとする。
4. 乙は、秘密情報等を秘密に保持するために必要な予防措置を自ら講ずることとし、甲が特別の予防措置を指定した場合には、乙は直ちに当該措置を講ずるものとする。但し、その際に特別の費用が生じる場合には、甲が負担するものとする。

第4条（秘密情報の知的所有権）

甲が乙に提供する秘密情報等に関する知的財産権は、甲に帰属するものである。秘密情報等の提供が、その知的財産権の譲渡や許諾を意味するものではないものとする。

第5条(反社会的勢力排除)

1. 乙は、相手方に対し、以下の各号に定める事項を保証する。
   ① 自ら、並びに、その役員、使用人、及び顧問等のその他の経営に関与する関係者が反社会的勢力に該当しないこと。
   ② 自らの経営に反社会的勢力が実質的に関与していないこと。
   ③ 自らが反社会的勢力を利用しないこと。
   ④ 自らが反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていないこと。
   ⑤ 自らが反社会的勢力と密接な関係を有していないこと。
   ⑥ 自らの業務の全部または一部を委託する相手が、反社会的勢力に該当しないこと。
   ⑦ 自らまたは第三者を利用して、相手方または相手方の関係者に対して暴力、欺罔、脅迫、その他不法な手段を用いて、業務妨害、信用毀損または権利放棄の要求等の行為を行わないこと。

第6条(損害賠償)

乙は、本サービスを履行するにあたり、その責に帰すべき事由により相手方に損害を発生させた場合はその損害を賠償する。但し、損害賠償額は、対象となる一取引に関し相手方が支払った対価相当額を超えないものとする。尚、債務不履行、利用規約違反等に対する法的行動の初動は、本サービス申し込み日から1年を超えて行わないものとする。

第7条(協議事項)

本誓約書に定めのない事項及び本誓約書の条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意を持って協議し、解決を図る。

第 8 条(有効期間)

本誓約書は、本誓約書発行日から 2 年間、有効に存続するものとする。なお、本契約書第 3 条、第 5 条、第6条の規定は有効期間満了後も引き続き有効とする。

以上